官報抄

法　　務

決定

抗告人X，相手方Y間の遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件について，平成28年12月19日大法廷において次のような決定があった。(最高裁判所)

平成２７年（許）第１１号

決　　定

抗　告　人　X
同代理人弁護士　久保井一匡
黒田　愛
細川　良造
藤永　祐介
相　手　方　Y
同代理人弁護士　米倉　裕樹
山口　要介
橋森　正樹
阪本　敬幸

大阪高等裁判所平成27年（ラ）第75号遺産分割審判に対する抗告について，同裁判所が平成27年３月24日にした決定に対し，抗告人から抗告があった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主　　文

原決定を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理　　由

抗告代理人久保井一匡ほかの抗告理由について

１　本件は，Ａの共同相続人である抗告人と相手方との間におけるＡの遺産の分割申立て事件である。

２　原審の確定した事実関係の概要等は，次のとおりである。

⑴　抗告人は，Ａの弟の子であり，Ａの養子である。相手方は，Ａの妹でありＡと養子縁組をしたＢ（平成14年死亡）の子である。

⑵　Ａは，平成24年３月▲日に死亡した。Ａの法定相続人は，抗告人及び相手方である。

⑶　Ａは，原々審判別紙遺産目録記載の不動産（価額は合計258万1995円。以下「本件不動産」という。）のほかに，別紙預貯金目録記載の預貯金債権（以下「本件預貯金」と総称する。）を有していた。抗告人と相手方との間で本件預貯金を遺産分割の対象に含める合意はされていない。

Ｂは，Ａから約5500万円の贈与を受けており，これは相手方の特別受益に当たる。

３　原審は，上記事実関係等の下において，本件預貯金は，相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し，相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とならないなどとした上で，抗告人が本件不動産を取得すべきものとした。

４　しかしながら，原審の上記判断は是認することができない。その理由は，次のとおりである。

⑴　相続人が数人ある場合，各共同相続人は，相続開始の時から被相続人の権利義務を承継するが，相続開始とともに共同相続人の共有に属することとなる相続財産については，相続分に応じた共有関係の解消をする手続を経ることとなる（民法896条，898条，899条）。そして，この場合の共有が基本的には同法249条以下に規定する共有と性質を異にするものでないとはいえ（最高裁昭和28年（オ）第163号同30年５月31日第三小法廷判決・民集９巻６号793頁参照），この共有関係を協議によらずに解消するには，通常の共有物分割訴訟ではなく，遺産全体の価値を総合的に把握し，各共同相続人の事情を考慮して行うべく特別に設けられた裁判手続である遺産分割審判（同法906条，907条２項）によるべきものとされており（最高裁昭和47年（オ）第121号同50年11月７日第二小法廷判決・民集29巻10号1525頁参照），また，その手続において基準となる相続分は，特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である（同法903条から904条の２まで）。このように，遺産分割の仕組みは，被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから，一般的には，遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく，また，遺産分割手続を行う実務上の観点からは，現金のように，評価についての不確定要素が少なく，具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。

ところで，具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては，本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起される。預貯金契約は，消費寄託の性質を有するものであるが，預貯金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には，預貯金の返還だけでなく，振込入金の受入れ，各種料金の自動支払，定期預金の自動継続処理等，委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている（最高裁平成19年（受）第1919号同21年１月22日第一小法廷判決・民集63巻１号228頁参照）。そして，これを前提として，普通預金口座等が賃金や各種年金給付等の受領のために一般的に利用されるほか，公共料金やクレジットカード等の支払のための口座振替が広く利用され，定期預金等についても総合口座取引において当座貸越の担保とされるなど，預貯金は決済手段としての性格を強めてきている。また，一般的な預貯金については，預金保険等によって一定額の元本及びこれに対応する利息の支払が担保されている上（預金保険法第３章第３節等），その払戻手続は簡易であって，金融機関が預金者に対して預貯金口座の取引経過を開示すべき義務を負うこと（前掲最高裁平成21年１月22日第一小法廷判決参照）などから預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく，預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる。このようなことから，預貯金は，預金者においても，確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。

共同相続の場合において，一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながら，遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているが，これも，以上のような事情を背景とするものであると解される。

⑵　そこで，以上のような観点を踏まえて，改めて本件預貯金の内容及び性質を子細にみつつ，相続人全員の合意の有無にかかわらずこれを遺産分割の対象とすることができるか否かにつき検討する。

ア　まず，別紙預貯金目録記載１から３まで，５及び６の各預貯金債権について検討する。

普通預金契約及び通常貯金契約は，一旦契約を締結して口座を開設すると，以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり，口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが，その結果発生した預貯金債権は，口座の既存の預貯金債権と合算され，１個の預貯金債権として扱われるものである。また，普通預金契約及び通常貯金契約は預貯金残高が零になっても存続し，その後に入金が行われれば入金額相当の預貯金債権が発生する。このように，普通預金債権及び通常貯金債権は，いずれも，１個の債権として同一性を保持しながら，常にその残高が変動し得るものである。そして，この理は，預金者が死亡した場合においても異ならないというべきである。すなわち，預金者が死亡することにより，普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ，その帰属の態様について検討すると，上記各債権は，口座において管理されており，預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り，同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し，各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。そして，相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが，預貯金契約が終了していない以上，その額は観念的なものにすぎないというべきである。預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され，その後口座に入金が行われるたびに，各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に，入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは，預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり，その合理的意思にも反するとすらいえよう。

イ　次に，別紙預貯金目録記載４の定期貯金債権について検討する。

定期貯金の前身である定期郵便貯金につき，郵便貯金法は，一定の預入期間を定め，その期間内には払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するものと定め（７条１項４号），原則として預入期間が経過した後でなければ貯金を払い戻すことができず，例外的に預入期間内に貯金を払い戻すことができる場合には一部払戻しの取扱いをしないものと定めている（59条，45条１項，２項）。同法が定期郵便貯金について上記のようにその分割払戻しを制限する趣旨は，定額郵便貯金や銀行